

改正

平成22年12月27日条例第21号

平成25年6月25日条例第34号

平成26年9月19日条例第51号

平成28年6月23日条例第34号

平成30年6月22日条例第26号

塩尻市ふれあいセンター条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、塩尻市ふれあいセンター(以下「センター」という。)の設置、管理等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 子どもから高齢者までのふれあいの場を提供し、交流を促進するとともに、地域における市民の自主的な福祉に関する活動を支援し、地域福祉の推進を図るため、センターを次のとおり設置する。

名称	位置
塩尻市ふれあいセンター洗馬	塩尻市大字洗馬2713番地1
塩尻市ふれあいセンター広丘	塩尻市大字広丘堅石2150番地1
塩尻市ふれあいセンター東部	塩尻市大字峰原173番地1

(指定管理者による管理)

第3条 センターの管理は、塩尻市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成15年塩尻市条例第34号)第4条第1項各号のいずれにも該当し、かつ、センターを運営するために必要な能力、技術及び実績を有する指定管理者(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせる。

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 地域福祉の推進に関する事業の実施

ア 世代間の交流に関する事業

イ ボランティア活動等の推進に関する事業

ウ 利用者の福祉の増進に関する事業

(2) センターの利用の許可に関する業務

(3) センターの施設、設備等(以下「施設等」という。)の維持管理に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、センターの運営に関し市長が必要と認める業務

(休館日及び利用時間)

第5条 センターの休館日及び利用時間は、次に掲げるとおりとする。

(1) 休館日

ア 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは除く。)

イ 休日の翌日(その日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは除く。)

ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日

(2) 利用時間 午前9時から午後7時まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て、センターの休館日を変更し、若しくは別に定め、又は利用時間を変更することができる。

第6条 削除

(利用の許可)

第7条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可をする際、センターの管理上必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第8条 指定管理者は、センターを利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき

は、前条の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
 - (2) 施設等を破損し、汚損し、又は滅失するおそれがあるとき。
 - (3) 前2号のほか、利用を不適當と認めるとき。
- (利用許可の取消し等)

第9条 指定管理者は、第7条の許可を受けてセンターを利用する者(以下「利用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用の許可を取り消し、又はその利用を停止させ、若しくは変更させることができる。この場合において、利用者に生じた損害に対しては、指定管理者はその責めを負わない。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により、利用の許可を受けたとき。
- (3) 利用の許可の条件に違反したとき。
- (4) 前3号のほか、センターの管理上支障があると認められるとき。

(利用料)

第10条 利用者のうちセンターの入浴施設を利用しようとするものは、指定管理者に入浴施設の利用に係る料金(以下「利用料」という。)を納入しなければならない。

- 2 前項の利用料の額は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。
- 3 市長は、前項の規定により利用料の承認をしたときは、速やかに承認した利用料を公告するものとする。
- 4 市長は、指定管理者に利用料を指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料の減免)

第11条 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、利用料を減額し、又は免除することができる。

(利用料の還付)

第12条 既に納入した利用料は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復の義務)

第13条 利用者は、センターの利用を終了したとき、又は利用の許可を取り消されたとき、若しくは利用を停止させられたときは、直ちに利用した施設等を原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第14条 利用者は、その責めに帰すべき理由により、施設等を破損し、汚損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の賠償額は、市長が定める。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年12月27日条例第21号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の塩尻市ふれあいセンター条例の規定は、この条例の施行の日以後の入浴施設の利用に係る利用料について適用する。

附 則(平成25年6月25日条例第34号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年9月19日条例第51号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の塩尻市ふれあいセンター条例の規定は、この条例の施行の日以後に納入する利用料から適用し、同日前に納入した利用料については、なお従前の例による。

附 則(平成28年6月23日条例第34号)

この条例は、平成28年10月1日から施行する。

附 則(平成30年6月22日条例第26号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

別表(第10条関係)

区分	単位	利用料
入浴施設	1回	1人につき 300円
	回数券(6回分)	1,500円

備考 小学生以下の利用料は、無料とする。